

公立大学法人前橋工科大学W e b ページ広告掲載取扱要綱

令和7年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人前橋工科大学W e b ページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定め、もって公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の財源を確保するとともに、地域と社会の発展と福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学W e b ページ 法人が管理するホームページのトップページをいう。
- (2) 広告 画像または文字で表示された電子情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の位置等)

第3条 広告は、大学W e b ページに掲載するものとする。

2 枠数は、12以下とする。

(広告の範囲)

第4条 大学W e b ページに掲載することができる広告は、法人の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、広告のリンク先等の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 誇大、誤認又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当でないと認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類、規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類は、バナー広告とする。

(2) 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

ア 大きさは、縦80ピクセル・横228ピクセルとする。

イ データ形式は、JPEG又はGIFとし、アニメーションは不可とする。

ウ データ容量は、10KB以下とする。

(3) 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれか

に該当する場合は、その広告は掲載しない。

ア 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

イ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えていたりするおそれがあるもの

ウ 閲覧者が前橋市や法人に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

エ 実際には機能しないもの

オ 理事長が広告の表現として適当でないと認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月の掲載も可能とする。

2 広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合は、翌日とする。

5 掲載する期間は12か月を上限とし、以降の掲載については改めて申し込むものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 理事長は、広告掲載の募集を行うときは、原則として法人が管理するホームページに募集枠数その他必要な事項を掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、公立大学法人前橋工科大学Webページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、理事長に申し込むものとする。

(申込者の範囲)

第9条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体

(2) 公共的団体その他これに類するもの

(3) その他理事長が適当と認めた者

(広告掲載の可否等の決定)

第10条 理事長は、第8条の規定による申込みがあったときは、第4条の規定に基づき審査し、次の各号の順位により広告掲載の可否等を決定する。この場合、同じ順位のときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができ

る。

(1) 次のア及びイに掲げるもの

ア 前橋市内産業の育成、前橋市産品の販売促進、観光振興その他前橋市経済の活性化に資すると判断されるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、前橋市内に事業所等を有するもの

(2) 前号のイの規定に該当しない私企業又は自営業で、前橋市内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができない場合は、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

3 理事長は、前各号の規定により広告掲載の可否を決定したときは、公立大学法人前橋工科大学Webページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

4 理事長は、広告主と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、理事長に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により提出された広告の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第12条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、年間契約の場合、年額100,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 広告主は、前項の規定による掲載料を原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、理事長が発行する請求書により一括して納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

（広告掲載の方法）

第13条 理事長は、第11条の規定により提出された広告を原則として広告掲載開始日の前日までに掲載するものとする。

2 理事長は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日以降に取り除くものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第12条第2項の規定により定められた日までに掲載料が納付されないとき。
- (3) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。

2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 理事長は、前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に掲載料が納付されているときは、納付済みの掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の月にかかる期間、年間契約の場合はこの期間から2か月を減じた期間の掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する掲載料には、利子を附さない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により理事長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載が取り下げられた場合、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(掲載料の返還)

第16条 理事長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条第1項の規定により定めた掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、大学Webページの運営を一時停止した場合は、その掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月単位につき2日を超える場合は、前項の規定に準じて掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変、その他非常災害等が発生した場合

3 前各項の規定により返還する掲載料には、利子を附さない。

(広告の変更)

第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を1か月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長に協議するものとし、第11条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の修正は、第11条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとする場合は、変更を希望する日から起算して7日前（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は含まない。）までに、電子データにより、理事長に提出するものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の掲載に起因して法人が損害を被った場合、当該損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、第10条に規定する公立大学法人前橋工科大学Webページ広告掲載・不掲載決定通知書に記載された内容を変更する場合は、書面により理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

5 広告主は、リンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに書面により理事長に報告しなければならない。

6 理事長は、前項の報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、広告掲載の取りやめ又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、納入された掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(免責事項)

第20条 広告掲載により、理事長が広告主に対して、債務不履行などによる損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は、第10条に規定する公立大学法人前橋工科大学Webページ広告掲載・不掲載決定通知書に記載のある掲載料を上限とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本学Webページ広告掲載に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

公立大学法人前橋工科大学W e b ページ広告掲載申込書

年 月 日

公立大学法人前橋工科大学 理事長 様

申込者

住 所

氏 名

印

公立大学法人前橋工科大学W e b ページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、公立大学法人前橋工科大学W e b ページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) U R L

2 広告の内容

(1) 掲載希望枠数 枠

(2) 掲載希望期間（掲載期間は、1日から末日）

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 広告の内容（広告の内容案を記入又は添付してください。）

3 連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電話：

(3) F A X：

(4) E-mail：

様式第2号（第10条関係）

公立大学法人前橋工科大学Webページ広告

掲載可否決定通知書

年 月 日

（広告主）様

公立大学法人前橋工科大学
理事長

年 月 日付で申請のありました公立大学法人前橋工科大学Web
ページへの広告掲載について、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

1 掲載の可否 掲載可 掲載不可

2 広告の内容（広告画像）

3 リンク先のホームページアドレス

4 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 広告掲載料

6 広告掲載料納入期限

7 広告原稿の提出期限